

横手市木造住宅耐震改修等補助事業（耐震改築）

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します。



1 事業の概要について

(1) 補助対象となる「住宅」

次のすべての要件にあてはまる住宅を対象とします。

- ・横手市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅（平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認める）であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・「一般診断法」の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅であること。
- ・この事業による補助金の交付を受けて耐震改修工事を過去に実施していないこと。

(2) 補助対象者

次のすべての要件を満たしている者を対象とします。

- ・改築工事について建設業者と耐震改築工事の実施に係る契約を締結する者。
- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと。

(3) 耐震改築工事

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅をすべて除却し、当該住宅が存していた敷地内で新たに住宅を建築する工事。

(4) 補助金の額

建替え工事に要した費用の100分の23.0を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、100万円を上限とする。

2 申込期間について

令和4年4月18日(月)～令和4年10月31日(月)

※申請が多数の場合、期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。

3 事前相談について

申し込み前に、事前相談が必要です。相談の際には、耐震診断の結果をお持ちください。

【相談先】横手市建設部建築住宅課 指導係 電話：0182-35-2224

4 申請先について

申請書は、事前相談の際に配布するほか、市のホームページに掲載しています。

申請する際は、耐震改築補助金交付申請書（様式第3号）に以下の書類を添付し、横手市建設部建築住宅課までお持ちください。

- ・対象住宅の付近見取図、配置図（現況及び改築後）
- ・耐震改築工事費の見積書の写し
- ・確認済証の写し
- ・申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改築工事実施に係る借家人の同意書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類（委任状、個人情報確認同意書等）

5 完了実績報告書について

耐震改築終了後は、耐震改築完了実績報告書（様式第10号）に以下の書類を添付し、横手市建設部建築住宅課までご持参ください。

- ・検査済証の写し
- ・耐震改築工事に係る契約書の写し
- ・耐震改築工事費の領収書の写し
- ・竣工写真

○2方向から撮影した全景写真

なお、完了実績報告書は完了した日から起算して30日以内又は当年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

6 補助金の交付について

5の完了実績報告書提出後、報告書の内容が当事業に適合すると認めた場合「補助金額確定通知書」を申請者へ郵送します。当通知書を受け取り後、補助事業補助金交付請求書（様式第12号）を横手市建設部建築住宅課まで提出してください。

お問い合わせ先

横手市建設部 建築住宅課

電話：0182-35-2224